

表題部所有者の登記のお知らせ 富田林

別紙1及び2に掲げるとおり、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を行う予定ですので、お知らせします。

令和8年3月3日

大阪法務局富田林支局

登記官 畑山尚江

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
第1223-2024-0051号	大阪府河内長野市太井215番1	ため池	49㎡
第1223-2024-0052号	大阪府河内長野市太井215番2	堤	13㎡
第1223-2024-0053号	大阪府河内長野市太井215番3	ため池	23㎡
第1223-2024-0054号	大阪府河内長野市太井215番4	堤	6.61㎡

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積	抹消する登記事項	登記すべき事項
第1223-2023-0022号	大阪府河内長野市小山田町2041番	ため池	66㎡	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がいない (令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ)
第1223-2023-0036号	大阪府河内長野市小山田町3034番1	ため池	2885㎡	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者がいない (令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ)